省　令

○総務省令第百二十八号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）第十三条の規定に基づき、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条に規定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

総務大臣　原口　一博

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条に規定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令の一部を改正する省令

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条に規定する情報提供の対象となる法人の範囲を定める省令（平成十四年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第百五十四号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等」に改める。

第二条第二号イ中「会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、商法の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産宣告を受けた会社」を「民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等」に改め、同条第三号中「公益法人（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により法人とされた社団又は財団及び民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第十九条第二項の規定による認可を受けた法人をいう。）」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省
経済産業省
環境省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の規定に基づき、第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第二種特定化学物質に係る認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第二種特定化学物質に係る認定等に関する省令の一部を改正する省令

第一条　第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第二種特定化学物質に係る認定等に関する省令（昭和六十二年厚生省・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び方法」を「、方法、提出期限及び提出先」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（第一種特定化学物質等に係る表示）

第一条の二　法第十七条の二第二項の規定による表示は、第一種特定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合においては、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下この条及び第三条において同じ。）に同条第一項の規定により告示された事項（以下この条において「表示事項」という。）を印刷し、又は表示事項を印刷した票せんをはり付けて行わなければならない。ただし、その容器又は包装に表示事項のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付けることが困難なときは、表示事項を印刷した票せんをその容器又は包装に結び付けることにより表示することができる。

2　前項の表示は、第一種特定化学物質等を同項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する場合においては、譲渡し、又は提供する際にその相手方に表示事項を記載した送り状を交付することにより行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に表示事項を記載した送り状が交付されているときは、この限りでない。

3　表示事項は、邦文で明瞭に印刷され、又は記載されていなければならない。

第三条の見出しを「（第一種特定化学物質等に係る表示）」に改める。

第三条第一項中「第二種特定化学物質又は同条第一項に規定する政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの（以下「第二種特定化学物質等」という。）」を「第二種特定化学物質等」に改め、「（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、その容器。以下同じ。）」を削り、「同項」を「同条第一項」に改め、「事項（以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「明りよう」を「明瞭」に改める。

第二条　第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質の有害性の調査の指示及び第二種特定化学物質に係る認定等に関する省令の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

監視化学物質及び優先評価化学物質の有害性の調査の指示及び第二種特定化学物質に係る認定等に関する省令

第一条の見出しを「（監視化学物質の有害性の調査の指示）」に改め、同条中「第五条の四第一項」を「第十四条第一項」に、「第一種監視化学物質」を「監視化学物質」に改める。

第一条の二第一項中「第十七条の二第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

第一条の三の見出しを「（優先評価化学物質の有害性の調査の指示）」に改め、同条中「第二十四条第一項」を「第十条第二項」に、「第二種監視化学物質」を「優先評価化学物質」に改める。

第二条第一項中「第二十六条第四項」を「第三十五条第四項」に改める。

第三条第一項中「第二十八条第二項」を「第三十七条第二項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省
経済産業省
環境省令第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の規定に基づき、有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁